

2022年度医薬品マスタのポイント数の申請について

「医薬品マスタに関する会員規約」第6条及び第10条により、医薬品マスタ会員として医薬品マスタのサービスの提供を当部会から受け、自社のユーザーにそのマスタ情報を提供する場合には、そのポイント数（申告制）に応じた使用料を年度ごとにお支払いいただくこととなります。

ポイント数の算定:

「別添1」および「別添2」参照。

使用料の算定:

算定したポイント数に応じた「2022年度医薬品マスタ情報提供料」は、「別添3」に示す「医薬品マスタ情報提供料」に下記の係数を乗じた金額(消費税含む)となります。

* 2022年度係数 0.90 相当

別添1:「医薬品マスタに関する会員規約」第6条による場合

(会員のシステム提供先に対して当マスタの一部または全部を加工して提供する通常のケースに適用。)

最終ユーザー区分単位	ポイント数	最終ユーザー数
歯科診療所	0.5	A 1
医科診療所	1	A 2
一般調剤薬局	2	A 3
一般病院、施設基準薬局	5	A 4
旧総合病院、審査機関、保険組合、諸団体	10	A 5

別添2:「医薬品マスタに関する会員規約」第10条による場合

(会員のシステム提供先以外に対して当マスタの一部または全部を加工して提供する場合に適用。)

〈例外規定〉

最終ユーザー区分単位	ポイント数	最終ユーザー数
歯科診療所	0.75	B 1
医科診療所	1.5	B 2
一般調剤薬局	3	B 3
一般病院、施設基準薬局	7.5	B 4
旧総合病院、審査機関、保険組合、諸団体	15	B 5

ポイント数:

$$Pt = 0.5 \times A1 + 1 \times A2 + 2 \times A3 + 5 \times A4 + 10 \times A5 (+0.75 \times B1 + 1.5 \times B2 + 3 \times B3 + 7.5 \times B4 + 15 \times B5)$$

なお、A1 ~ A5 (B1 ~ B5) の数は、本年4月時点の数です。特に報告する必要はありません(自己申請)が、場合によっては提出を求められることがありますので、会員各位で管理をお願いいたします。

別添3：2022年度ポイント数別医薬品マスタ情報提供料

ランク	医薬品マスタ会員の ポイントの範囲	医薬品マスタ 情報提供料	2022年度情報提供料(※) (実際の請求額)
①	0 ~ 49	¥207,800/年	¥187,000/年
②	50 ~ 99	¥313,400/年	¥282,000/年
③	100 ~ 399	¥522,300/年	¥469,000/年
④	400 ~ 999	¥626,700/年	¥564,000/年
⑤	1,000 ~ 1,499	¥731,200/年	¥657,000/年
⑥	1,500 ~ 1,999	¥835,600/年	¥751,000/年
⑦	2,000 ~ 2,999	¥1,044,500/年	¥940,000/年
⑧	3,000 ~ 4,999	¥1,357,800/年	¥1,222,000/年
⑨	5,000 ~ 6,999	¥1,775,600/年	¥1,598,000/年
⑩	7,000 ~ 9,999	¥2,298,900/年	¥2,068,000/年
⑪	10,000 以上	¥3,447,800/年	¥3,103,000/年

(※)2022年度情報提供料

上記一覧の「医薬品マスタ情報提供料」に0.90相当(2022年度係数)を乗じた金額が実際の請求額です。

以 上